様式第１９号(第４５条・第５５条・第７０条関係)

　　　　　　　　　　　様

　　　年　　月　　日

小野町長　　　　　　　　　印

地域生活支援事業給付費支給決定(却下)通知書

　先に申請のありました地域生活支援事業については、下記のとおり決定（却下）としましたので通知します。

記 利用決定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受給者証番号 |  | 受給者氏名 |  |
| 支給決定日 |  | 児童氏名 |  |
| 利用者負担割合 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 負 担 上 限 月 額  | 支援の内容 | 有効期間 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

利用却下

却下の理由

教　示

１　この決定について、不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に小野町長

　に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、小野町長に申し出てれば、口頭によ

　り意見を述べることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以

　内に小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は小野町長となります。）、提起することができ

　ます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（１）から（３）までのい

　ずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

　（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。